

国立大学法人電気通信大学防災対策検討専門委員会設置細則

平成23年 5月23日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

平成28年 3月31日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 3月30日

(設置)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学危機管理規程第5条の規程に基づき設置する電気通信大学防災対策検討専門委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 今後の総合防災対策の検討
- (2) 災害時の学生、職員等の避難・誘導策の検討
- (3) 災害発生後の学生、職員等の安否確認方法の検討
- (4) 災害時の備蓄対策の検討
- (5) 災害時の地域連携等の検討
- (6) その他防災対策上必要な事項の検討

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事
- (2) 副学長
- (3) 部長
- (4) 大学院情報理工学研究科から選出された専任の教授又は准教授 1人
- (5) 組織規則第18条の3第2項、第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に規定する各センターを担当する専任の教授又は准教授のうちから学長が指名した者 1人
- (6) 総務部総務企画課長

2 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

(事務)

第4条 上記の委員会の事務は、総務部総務企画課が所掌する。

(小委員会)

第5条 第2条各号の任務の実施のため、委員会の下に小委員会を置く。

小委員会名	主 査	任 務	事務担当
学生対策小委員会	学生支援担当の副学長	災害時の学生等の避難	学務部学生課

		誘導及び安否確認	学術国際部国際課
職員対策小委員会	総務部長	災害時の職員の避難誘導及び安否確認	総務部人事労務課
施設対策小委員会	総務担当の理事	災害時の避難施設の検討	総務部施設課
物資対策小委員会	財務担当の理事	災害時の備蓄対策の検討	総務部経理調達課
情報対策小委員会	情報担当の理事	災害時の情報対策の検討	学術国際部学術情報課

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、防災対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。